

### 「3.4.3 情報に関する法律」に関するコラム

#### － 要配慮個人情報 －

テキストの「3.4.3 情報に関する法律」のなかで、個人情報の保護に関する話題を取り上げて、「一般データ保護規則」でグローバル化に伴う新たなリスクへの対応、および「匿名加工情報」で技術革新による保護と利活用のバランスを説明している。社会全般で、自分の個人情報に対する意識が高まったため、積極的な利活用と同時に、個人の権利利益を保護することに配慮しなければならない。このことに関連し本コラムでは、テキストにない「要配慮個人情報」を取り上げる。

「要配慮個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第3項で定義されている内容である。そこでは、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」とされている。

このように要配慮個人情報は、不当な差別・偏見やプライバシー侵害を生じる情報であるため、これらの情報を収集する前の同意や、公開時の許諾が必要とされる。許諾しない意思を示す行為をオプトアウトといい、情報公開や提供時に注意すべき性質である。要配慮個人情報は、オプトアウトにより第三者提供はできないことになっており、情報の公開と提供において注意が必要である。

とくに、学術研究における個人情報の取扱いでは、研究活動の公開で問題が生じやすい。過剰な制限で情報公開の本来の趣旨を損なったり、大学自治権の侵害や学術研究への行政機関の不当介入という問題が指摘されている。何が要配慮個人情報に該当するか、組織として明確に定め、何と何を組み合わせて公開するのかを決定することという、組織としての方針決定が重要になる。さらに、自分たちの公開している情報に関して、どんな考え方で行っているか説明責任を果たさなければならない。